[事案 2020-347] 介護給付金支払請求

・令和3年8月17日 裁定終了

<事案の概要>

受取人変更手続の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年3月に契約した介護給付金付終身保険について、契約者兼被保険者(自分の母)の 保佐人は、本契約の受取人を、長男である自分から長女に変更する手続きを行った。しかし、 以下の理由により、受取人変更手続(以下「本手続」)を無効とし、本手続後の介護給付金お よびこれに対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)本手続は、保険法施行に伴う取扱変更特則 4 条に反しており、また、契約者兼被保険者の同意を得ていないため無効である。
- (2) 本手続は、本契約加入時に受取人を自分にした趣旨に反しているため無効である。
- (3)保険会社が自分に送付した文書の内容は不誠実である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本手続は、保険法施行に伴う取扱変更特則 4 条に反しておらず、変更の代理権を有する保 佐人により行われており有効である。
- (2)受取人の地位は固定されるものではなく、契約時の経緯によって本手続が無効になることはない。
- (3) 申立人に送付した文書の内容によって、本手続が無効になることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本手続の経緯等を把握する ため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情 も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。